

六地蔵駅出入口（４）等清掃業務委託仕様書

京都市交通局
高速鉄道部 運輸課

六地蔵駅出入口（４）等清掃業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は、京都市交通局が発注する六地蔵駅出入口（４）等清掃業務委託（以下「本業務」という。）について適用する。本業務は六地蔵駅における地下鉄駅構内清掃業務（以下、「六地蔵駅清掃業務」という。）と一体となつて行うこととし、特に定めのない限り、六地蔵駅清掃業務の仕様が適用される。

2 履行期間

履行期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

3 履行場所

別紙１「１駅清掃業務履行場所」のとおり。

なお、清掃範囲は別紙２「六地蔵駅出入口（４）清掃面積表」のとおり。

4 監督員

(1) 発注者は、本業務の監督員として高速鉄道部運輸課長及び運輸課職員を置く。

(2) 監督員は、契約の履行について、受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾、協議、作業の状況の確認及び是正指示を行う権限を有するものとする。

5 基本方針

受注者は、六地蔵駅出入口（４）等清掃の重要性を理解し、現状維持ではなく日々美観を向上する姿勢で本業務に取り組まなければならない。また、実施に当たり、六地蔵駅清掃業務とあわせて効率よく実施すること。

6 業務体制等

六地蔵駅清掃業務で組織した体制と同一のものとする。

7 業務内容

日常清掃、定期清掃ともに原則として、別紙３「清掃作業基準（六地蔵出入口（４）等）」による。ただし、場所、回数に関わらず、発注者の事業遂行上、必要と認める場合は別途指示することがあるので、その指示に従うこと。

8 提出書類

(1) 本業務着手時に提出する書類は六地蔵駅清掃業務で提出する書類をもって、提出したものとみなす。

(2) 受注者は、毎月の作業完了後７日以内に次の書類を提出しなければならない。

- ・ 駅構内清掃状況確認書（六地蔵駅清掃業務で提出するものに記載すること。）
 - ・ 清掃作業検査報告書（六地蔵駅清掃業務で提出するものに記載すること。）
 - ・ 請求書
- (3) その他監督員が指示するもの

ゴミ収集履行要領（各駅）

1 収集容器

ゴミの収集・運搬には、原則として、運搬中のゴミ袋等を回収できる容器（内容物が見えないものであること）が付いたストッパー付きのカート等（以下、「回収容器等」という。）を用いること。

また、使用するゴミ袋は無色透明に限り、容量70リットルの破れにくい丈夫なものを使用すること。

2 収集

(1) 駅構内

ア 1の回収容器等を用いて、ゴミ箱から塵芥を収集し、塵芥室に搬入する。

イ ゴミ箱の内箱にはゴミ袋を取り付けること。

ウ 旅客用便所内の汚物入れには、その容量（5リットル及び15リットル）に応じた汚物袋を取り付けること。

(2) 駅務室内

ア 1の回収容器等を用いて、ゴミ箱から塵芥を収集し、塵芥室に搬入する。

イ ゴミ箱内部にはゴミ箱の容量に応じたゴミ袋を取り付けること。

(3) 注意事項

ア 収集したゴミの中に吸い殻等の火種がないか確認し、万一発見した場合は直ちに消火すること。

イ 収集したゴミ袋はすぐに回収容器等に入れ、袋を構内に放置したりしないこと。

ウ 収集・運搬時は、お客様・設備等との接触等に十分注意するとともに、烏丸線のホーム階では回収容器等の軌道階への落下に注意し、万一落下させた場合は、直ちに非常停止ボタンを押し、安全措置を講ずること。

エ 発注者が別に収集を指示した場合は、これに速やかに対応するものとする。

3 分別

(1) 分別の種類

2で収集したゴミは、塵芥室内で以下の種類に分別保管し、保管状況が把握できるようにすること。

ア びん・缶・ペットボトル・プラスチック類

内部に飲み残しや異物等があれば除去し、びん・缶・ペットボトルに分けてゴミ袋に袋詰めする。プラスチック類についても分別に努め、ゴミ袋に袋詰めする。ただし、自動販売機のゴミについては専用の場所へ分けて保管すること。

イ 新聞・雑誌・段ボール・パンフレット・ポスター・雑がみ等の古紙

種類ごとに分別し、ひもでしばって保管すること。雑がみはゴミ袋に袋詰めすること。

ウ 事業系一般廃棄物（事業ごみ）

ゴミ袋に袋詰めすること。

エ ア～ウ以外のもの

可能な限り容積を圧縮して保管すること。

(2) 注意事項

ア ゴミは、可能な限り容積を減らして袋詰めすること。

イ 袋詰めしたゴミは、容易に内容物が飛び出さないよう処置すること。

ウ その他、分別について発注者が別に指示した場合は、これに従うこと。

4 搬出

(1) 搬出方法

ある程度のゴミが袋詰めされたゴミ袋を搬出すること。ただし、生ゴミについては、貯めずにその都度搬出すること。

ア 3(1)で分別したア～ウのゴミは、ゴミの種類に応じて発注者が指定する日時、場所に搬出し、別途発注者が指定する者（以下、「収集事業者」という。）に引き渡すこと。

なお、毎回の引き渡しについて、必要な場合は直接、収集事業者と連絡をとり調整すること。また、収集事業者から引き渡しに関する連絡があった場合は対応すること。

なお、3(1)エのゴミは、指示のない限り搬出しないこと。

イ 搬出したゴミは、お客様に支障を来さないよう置くこと。また、一度に搬出するゴミが多い場合は、全部を一度に置かず、収集事業者と調整のうえ、収集時間にあわせて搬出すること。

ウ 搬出後、収集時間が経過した際は、搬出したゴミが収集されたか必ず確認すること。万一収集されていない場合は、直ちに塵芥室内に戻すこと。また、ゴミ袋の内容物等が散乱した場合は直ちに清掃すること。

エ 産業廃棄物（ペットボトル、廃プラスチック）を搬出した時は、「駅構内清掃状況確認書」に排出量を記入すること。

オ 搬出したゴミの重量（容量）を計測し、月ごとに取りまとめ、廃棄物搬出量報告書を提出すること。

(2) 注意事項

ア 関連業者が持ち込んだ汚泥等については、搬出せず塵芥室に保管しておくこと。（別途指示する。）

イ その他、搬出について発注者が別に指示した場合は、これに従うこと。

1 駅清掃業務履行場所

駅名	所在地	構造
六地蔵駅出入口（４）等	宇治市六地蔵奈良町	地下

※面積は、別紙２「駅清掃面積表」を参照のこと。

なお、面積については工事等により履行期間中に多少変動することがある。

2 清掃作業時間

駅名	日常清掃	定期清掃
六地蔵駅出入口（４）等	８：００～１９：００	※

※ 定期清掃の作業時間の目安

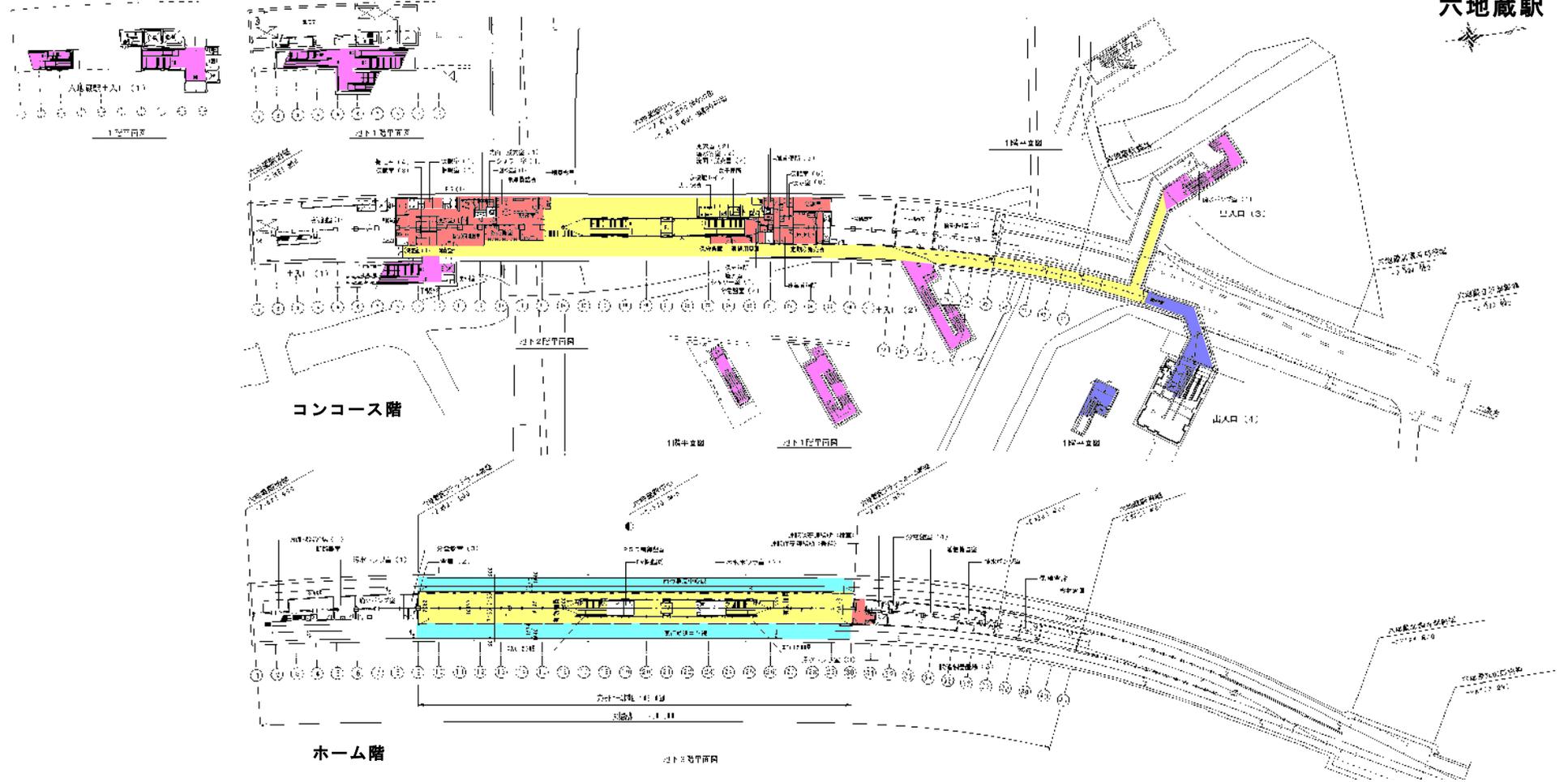
内容	作業時間
旅客、駅係員の執務及び列車の運行に影響を及ぼさない作業（甲の駅責任者の承諾が必要）	日常清掃と同じ
上記以外	地下鉄営業終了後～翌営業開始前 （但し、清掃員は、駅の営業時間内に駅構内に入場すること。）

3 トイレ清掃回数表

駅名	箇所	回数	作業時間	備考
六地蔵駅出入口（４）等				

※箇所数は一般トイレ・多目的トイレ等をあわせて１箇所としている。

※指定作業時間以外においても、必要な場合は適宜清掃を行うこと。



出入口・通路
 コンコース・ホーム
 業務区画
 軌道階
 出入口(4)

※区分は駅清掃面積表と一致するものではない。

2	
3	
4	

高速度鉄道株式会社六地蔵駅建設工事		京都市高速鉄道			
図名	1/1,000	シ	設	計	5
区域	2014.04				8

清掃作業基準(六地蔵出入口(4)等)

汚れが目立つときは、本基準に関わらず最適な手法を用いて作業を行うこと。

清掃箇所	日常清掃1(毎日)		日常清掃2(隔日)		定期清掃1(日中)			定期清掃2(深夜)			
	内容	回数	内容	回数	内容	間隔	回数	内容	間隔	回数	
旅客利用区画					旅客利用区画						
出入口周辺 (駅管理区域外を含む)	歩道等(駅管理区域外)	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げを行う。	2								
	床面	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。	2	モップ・デッキブラシ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。 ※床の汚れが激しいときは、特に念入りにデッキブラシ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。	1				高圧洗浄機を使用して作業する。除去困難な汚れについては、ポリッシャーを使用し、メラミンパットなどを装着し作業する。排水処理については吸水用真空掃除機を使用し、できる限り溝に排水を流さないようにし、溝に流れ出した排水については排水口の詰りに注意しながら作業を行う。洗浄については適正洗剤を使用し、洗浄後は水洗いをする。 ※機械清掃ができない箇所は手作業で行う。 ※清掃終了後に送風機等を用いることにより必ず乾燥させること。	3月	1
	側溝 (横断部含む)	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。 目皿等に溜まったゴミ等も取り去ること。 スコップ等を用いて汚泥の除去を行う。	適宜						高圧洗浄機を使用して作業する。 ブラシ・モップ等を用い、適性洗剤で洗浄する。 横断部は、溝蓋を取り外し、内部の埃・汚泥の除去及び溝蓋を洗浄する。 目皿等はゴミを取り除き、洗浄する。	3月	1
	壁面・柱 (内側)	汚れ又は埃の付着が目立つ部分を、拭き取り又は除塵を行う。(床面から2mの範囲)	適宜						高圧洗浄機を使用して作業する。 モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(床面から天井面まで)	6月	1
	テープ	テープの剥がし跡、ガム等の付着物を除去する。	適宜								
自動シャッター(内外両側)・壁面・柱(外側)								高圧洗浄機を使用して作業する。(センサーボックスは濡らさないように養生テープで保護すること) モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(床面から天井面まで)	6月	1	
階段 (踊り場含む)	床面	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。	1	モップ・デッキブラシ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。 ※床の汚れが激しいときは、特に念入りにデッキブラシ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。	1				高圧洗浄機を使用して作業する。踊り場の除去困難な汚れについては、ポリッシャーを使用し、メラミンパットなどを装着し作業する。排水処理については吸水用真空掃除機を使用し、できる限り溝に排水を流さないようにし、溝に流れ出した排水については排水口の詰りに注意しながら作業を行う。洗浄については適正洗剤を使用し、洗浄後は水洗いをする。 ※機械清掃ができない箇所は手作業で行う。 ※清掃終了後に送風機等を用いることにより必ず乾燥させること。	3月	1
	ガム等の付着物を除去する。	適宜									
	手すり(支柱含む)	水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾でから拭きし、水を拭き取る。	2								
	側溝 (横断部含む)	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。 目皿等に溜まったゴミ等も取り去ること。 スコップ等を用いて汚泥の除去を行う。	適宜						高圧洗浄機を使用して作業する。 ブラシ・モップ等を用い、適性洗剤で洗浄する。 横断部は、溝蓋を取り外し、内部の埃・汚泥の除去及び溝蓋を洗浄する。 目皿等はゴミを取り除き、洗浄する。	3月	1
	壁面・柱	汚れ又は埃の付着が目立つ部分を、拭き取り又は除塵を行う。(床面から2mの範囲)	適宜						高圧洗浄機を使用して作業する。 モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(床面から天井面まで)	6月	1
テープ	テープの剥がし跡、ガム等の付着物を除去する。	適宜									

※日常清掃1(毎日)の回数で2回とあるのは、午前1回/午後1回実施すること。

※適宜:清掃箇所巡回時、該当する場合は実施することを示す。

清掃箇所		日常清掃1(毎日)		日常清掃2(隔日)		定期清掃1(日中)			定期清掃2(深夜)		
		内容	回数	内容	回数	内容	間隔	回数	内容	間隔	回数
通路	床面	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。	2						※お客様のご利用、駅職員の軌務及び列車運行に支障を来さない作業は甲の駅責任者承諾のうえ、日常清掃と同様の時間帯に実施することができる。 ポリッシャー機を使用して作業する。除去困難な汚れについては、メラミンパットなどを装着し作業する。排水処理については吸水用真空掃除機を使用する。洗浄については適正洗剤を使用し、洗浄後は水洗いをする。 ※機械清掃ができない箇所は手作業で行う。 ※清掃終了後に送風機等を用いることにより必ず乾燥させること。	3月	1
		自動床洗浄機又はモップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取り、十分乾燥させる。 なお、2日に1回は必ず自動床洗浄機を用いた清掃を行う。 ※床の汚れが激しいときは、特に念入りにデッキブラシ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。 ガム等の付着物を除去する。	1	適宜							
	側溝(横断部含む)	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。 目皿等に溜まったゴミ等も取り去ること。 汚泥の除去を行う。	適宜							3月	1
	壁面・柱	汚れ又は埃の付着が目立つ部分を、拭き取り又は除塵を行う。(床面から2mの範囲) テープの剥がし跡、ガム等の付着物を除去する。	適宜	適宜						モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(床面から天井面まで)	6月
案内表示板(点字案内板含む)	(場所共通)	埃等をハンディーモップ等で落とす。 汚れが激しいときは、雑巾を用い、拭き取る。	1			表示面及び枠を水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。(天井案内表示板を除く)	1週	1			
消火栓・消火器格納箱	(場所共通)	埃等をハンディーモップ等で落とす。 汚れが激しいときは、雑巾を用い、拭き取る。	1			表示面及び枠を水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。(天井案内表示板を除く)	1週	1			
天井面	(場所共通)										
点字ブロック	(場所共通)	ブラシ・モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。	適宜								
ゴミ箱(自動販売機用含む)		ゴミを塵芥室に運び、分別(新聞・雑誌、缶・びん、その他)を行う。詳細は、「ゴミ収集要領」を参照すること。 ※満杯な状況を確認した時は、直ちに行うこと。	適宜	ゴミ箱本体の汚れ等を水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。	1						
エレベーター	床面	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。	1								
		泥などを掃き取ってから、よく絞ったモップ等で拭いた後、水分を拭き取る。 汚れが目立つ場合は、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(洗い直し厳禁)	1								
		ガム等の付着物を除去する。	1								
	点字案内板	水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。	1								
	壁面(扉・鏡を含む)	汚れ又は埃の付着が目立つ部分を、拭き取り又は除塵を行う。	1								
操作盤	乾いた柔らかい布で埃を拭き取る。(水は使用しないこと。)	1									
手すり	水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。	1									
エスカレーター	ステップ部	砂、埃、紙屑、その他ゴミ類の掃き取り、拾い上げ及び部分的な汚れの拭き取りを行う。	1								
	手すり部	ベルトの汚れを水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。 内側扉の汚れを水拭き又は適性洗剤で拭き取り、雑巾で拭き取り、水を拭き取る。 ※可能な場合のみ実施	1		1						
	壁面・柱	汚れ又は埃の付着が目立つ部分を、拭き取り又は除塵を行う。(床面から2mの範囲) ※可能な場合のみ実施	1						モップ等を用い、適性洗剤で洗浄し、洗浄後は洗剤を拭き取る。(床面から天井面まで) ※対象場所は都度指示し、詳細は協議により決定する。	指示があった時	
出入口上屋	屋根					駅出入口上屋屋根及び立柱に溜まっている落ち葉、土などの堆積物、雑草を取り除く。	1年	1			

※日常清掃1(毎日)の回数で2回とあるのは、午前1回/午後1回実施すること。
※適宜:清掃箇所巡回時、該当する場合は実施することを示す。